

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和2年12月1日～令和4年11月30日

2.内容

目標1: 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

●令和3年4月～ 育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施

●令和3年10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施